

(発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 第四号様式)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a あん分比例方式により買付け等を行う場合その他の場合で、本報告書を提出する際に記載することが困難である事項がある場合には、見込みの数値又は暫定値等を記載することができる。

この場合には、その旨を注記するとともに、正確な数値等を記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

b 外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

c 買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

第22条第2項及び第3項の規定による写しの縦覧について記載すること。

(3) 買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等に係る株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。